

事業所などのごみ排出担当者様へ

日頃から当組合の廃棄物行政へご理解・ご協力をいただいておりますこと、こころより感謝申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大の状況を受けまして、この状況下における廃棄物の取扱いについて、改めてご案内いたします。

滝沢市内・雫石町内におきましても新型コロナウイルス感染症クラスターの発生がありましたが、クラスターが発生した事務所・事業所等の廃棄物であっても、当組合清掃センターにおきまして

「一般廃棄物の処分は、引き続きお引き受けしています。」

廃棄物の処分は、市民の衛生的な生活の維持に欠かすことのできない業務です。このことは当組合を始めとし、滝沢・雫石両市町の収集運搬に関わる事業者、処理施設運営に携わる各事業者に共通した認識です。

従いまして、感染者が発生した事業所の廃棄物等につきましても、引き続き普段の収集運搬業者にご相談いただければ、変わらず処分を行うことができます。

罹患者が出た場合の処分方法についてお願い

廃棄物の収集運搬や処分については、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」に沿って適切に進めておりますが、処分現場の作業員は求められる手順が増え、適切な処分を続けていくためには皆様のご協力が重要となっております。

作業員の安全を確保するとともに、エッセンシャルワーク従事者の罹患による感染拡大、業務の停止を防止するためにも、以下の点について皆様のご協力をお願いいたします。

- ・適切な処理と迅速な対応のため、是非当組合清掃センターにご一報ください。
- ・ごみ袋は作業員が中身に触れることがないように、しっかり口を閉じてください。
- ・口をしっかり閉じるため、ごみの詰め込み過ぎに注意してください。
- ・ごみ袋の外側に廃棄物が触れた可能性がある場合は、袋を2重にしてください。
- ・飛沫接触した可能性がある資源系の廃棄物の扱いは、当センターにお問合せください。
- ・経過時間を確認するため、袋の外側に排出日を記入して下さい。
- ・消毒終了後は廃棄物の処理状況を確認し、通常体制に戻しますのでご相談ください。

以上、皆様のご理解とご協力、よろしく願いいたします。